

東三河地域活力創出事業費
東三河関係人口、移住・定住の創出による人材確保事業委託業務 基本仕様書

1 事業名

東三河関係人口、移住・定住の創出による人材確保事業委託業務

2 事業目的

東三河ビジョン協議会^{※1}では、「東三河振興ビジョン 2030」2026年度重点プロジェクト^{※2}として、「意欲ある人の創出」と「人に代わる力の導入や合理化」の両面から東三河地域^{※3}の地域課題にアプローチし、課題解決に向けた取り組みを実施することで、人口減少に向き合い、誰もが活躍できる活力ある東三河を目指すことを目的に、東三河地域内における新たな関係人口の創出や、東三河地域の魅力についての啓発による次世代の定住人口や関係人口の芽を育む。

※1 東三河ビジョン協議会とは、東三河の地域づくりの主体となる市町村、民間組織及び愛知県が一体となって東三河の振興に取り組むため、各地域振興施策について協議を行う場。

※2 重点プロジェクトとは、新たに広域的課題への対応を強化するため、東三河ビジョン協議会構成団体が協働して取り組む具体的事業。2026年度テーマは、「楽しく住み続けられる地域生活圏の形成に向けて～人口減少に向き合い、活力ある東三河へ～」

※3 東三河地域とは、愛知県東部の8市町村（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町及び豊根村）で構成される地域。

3 委託期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

4 事業内容

次に掲げる事業を一体的に行い、以下の成果を挙げることを目標とする。

なお、「東三河地域内関係人口創出に係る空き家活用事業」、「東京圏における東三河農林水産業に係る関係人口創出事業」、「東三河地域の次世代担い手発掘・農業イノベーション創出事業」及び「令和8年度 東三河振興ビジョン2030重点プロジェクトにおける森林サービス産業創出調査業務」受託事業者と連携し、効果的に事業を実施すること。

【事業の目標】

コーディネート機能による、東三河の各地域への訪問回数（オンラインによる対応を含む）：110回以上

(1) コーディネート機能の設置

事業の実施にあたっては、4の「事業の目標」の達成に向け、以下の要件を備えたコーディネート機能を設置し、大都市の企業・個人と東三河地域のマッチング及びマッチング後の伴走支援を行うこと。また、大都市の企業・個人と東三河地域のマッチングを促進するため、東三河地域企業向けのセミナー等の開催を行うこと。なお、開催の時期は、アジア・アジアパラ競技大会開催期間を避けること。

コーディネーターの変更は、県と別途協議し、県が変更の必要性及びその適性が同等と認める場合とする。また、コーディネーターの業務に起因するけが等については、受託事業者の負担により対応すること。

＜コーディネーターの要件＞

- ・コーディネーターは、移住・定住に関する事業の経験を有する者、行政や企業との調整業務に従事した経験を有する者又は大都市や東三河地域に幅広い人脈を持つ者とする。
- ・コーディネーター業務は、1名が週20時間、東三河地域内で業務を行う業務量を想定しており、複数名で行う場合は、同等の業務量を確保すること。

(2) 自走に向けた検討

ア ポータルサイトの運用

現行のポータルサイトの保守・管理を行うこと。ポータルサイトの運用にあたっては、移住希望者が利用しやすいサイトを運営し、閲覧数を増やすための取り組みを行うこと。また、2025年度に実施した愛知県サブサイトへのドメイン移行により生じた旧ドメインについては、第三者による取得を防ぐため、保持をすること。

イ 移住・定住の促進

東京圏在住の移住関心層に対して、東三河地域の魅力を伝えるため、日本最大級の移住イベントふるさと回帰フェアに2日間出展し、以下の業務を行うこと。出展に際しては、愛知県総務局市町村課地域振興室、東三河地域の市町村、ふるさと回帰支援センター等関係団体と十分な調整を行うこと。

【ふるさと回帰フェア 2026】

- ・開催日：2026年9月12日（土）、13日（日）
- ・場所：東京国際フォーラム
- ・出展料：¥242,000（税込）（2日出展）／¥132,000（税込）（1日出展）
※出展料は2025年度実績の額
- ・備考：出展申込みは東三河総局で対応。

出展費用は振込手数料等も含めて委託料の中から支払うこと。

（ア） ブースの設営、撤去

ブース運営に必要な備品（テーブル、椅子、パネル等）の準備を行うこと。また、東三河地域の移住・定住に関するパンフレットの手配を行うこと。

(イ) ブースの運営

ブースには、移住相談に適任なスタッフを配置し、移住希望者の相談に対応をするとともに、来場者に向けて東三河地域のPRを行うこと。

特に、東三河地域の約6割を占める豊かな森林をアピールし、林業の担い手確保のために林業への関心拡大に向けた啓発活動も行うこと。

(ウ) 広報活動

SNSやウェブサイト等による広報活動を行い、集客を図ること。

(3) 東三河の小学生向けパンフレットの作成等

東三河地域内の小学4年生を対象に、東三河地域の魅力についての啓発資料を有識者等の意見を取り入れて作成し、東三河地域の小学校に配布するため、以下の項目を行うこと。

- ① 東三河総局が2025年度に作成した小学4年生向けパンフレット「東三河魅力発見ノート」の内容を更新し作成すること。(フルカラーA4判8ページ以上) 内容更新の際には必要に応じて、愛知県及び有識者等と調整し、実施すること。
- ② パンフレットに掲載する統計データは業者において調査すること。なお、掲載統計データは最新のものを使用すること。
- ③ パンフレットを10,500部印刷し、愛知県が指定する部数を東三河地域の小学校等に配達すること。

5 事業活動状況報告等

月1回程度、県に対して事業活動状況報告（日報、月報、打ち合わせ議事録、その他必要書類等）を行うこと。ただし、県から別途報告の指示があった場合は、可能な限りその指示に従うこと。事業活動状況報告は、事業年度を超えるような継続的な案件に円滑に対応できるよう組織的に共有しやすい平易な内容とすること。

6 成果物

業務報告書

- | | |
|--------------------------------|----|
| (1) 事業実施報告書 (A4判縦) | 5部 |
| (2) 上記の電子データ (県が指定する形式で作成すること) | 1式 |
| (3) その他、県が指示したもの | |

7 その他

- (1) 本業務の実施にあたり、具体的な方法や内容は、提案事項をもとに県と協議のうえ決定するものとする。
- (2) 契約期間中は、業務経過全般を常に把握している専任の担当者（県との連絡調整担当者）を置くこと。
- (3) 業務の実施時期については、事業効果が高まるよう、県と十分に協議すること。
- (4) 業務の遂行にあたっては、事前に実施計画を提出し、県の承認を得ること。
- (5) 業務の進捗状況については、隨時、県に報告するとともに指示を受けること。

- (6) 完了日以前に委託成果の提出を求められたときは、速やかに提出すること。
- (7) 本業務により制作した成果物の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、県に帰属するものとする。
- (8) 本業務の実施にあたって、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取り扱いに万全の対策を講じること。
- (9) 本業務で使用する写真等については、既存のものを使用しても差し支えないが、受託事業者以外の者が著作権を保有している写真等については、その権利の取り扱いについて、県と調整して、受託事業者において著作権者の了解を得ること。
- (10) 著しい経済情勢の変動等により、本事業の一部または全部の実施が困難となったとき、その準備行為を含めた本事業に要した費用の実支出額と契約金額のいずれか低い額を県が受託者に支払うべき額とする。
- (11) 本業務については、国の地域未来交付金を活用する業務であることから、その趣旨に基づき実施にあたること。また、本業務に係る会計実施検査が行われる場合は、協力すること。
- (12) 契約終了後、5年間は本業務に関連書類を保管すること。
- (13) 本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項については、県と協議のうえ決定するものとする。